

28環活第109-9号

平成28年8月10日

国土交通省中部地方整備局長 殿

愛知県知事



「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」の環境影響に関する
検討書に対する知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の7第1項の
規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211 (ダイヤル)

「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」の環境影響に関する 検討書に対する知事意見

はじめに

「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」の環境影響に関する検討書について、事業の実施により本県が環境影響を受けるおそれがある2案（中部国際空港沖（区域 a）及び伊勢湾中央部深場（区域 c））を対象に、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

本計画の事業実施想定区域である伊勢湾は、生物の生産性が高く、多様な生物の生息・生育の場として豊かな生態系を有しており、事業の実施に当たっては、海域環境に与える影響についてできる限り回避、低減が図られるよう、環境保全に万全を期す必要がある。

このため、事業者においては、以下の事項について十分に検討した上で、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成すること。

1 全般事項

- (1) 候補地選定における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について、方法書において丁寧かつできる限り定量的に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。
- (3) 埋立容量の根拠を浚渫土砂の発生量を含めて明確にするとともに、浚渫土砂の有効利用について検討すること。

2 個別事項

- (1) 区域 a について、今後、以下の事項について検討すること。
 - ア 海域の動植物及び生態系の調査、予測及び評価の手法について、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に選定すること。
 - イ 処分場の規模、施工位置、形状、構造等の検討に当たっては、潮流や溶存酸素量等の水質並びに海域の動植物及び生態系への影響の回避、低減に向け、実現可能な複数案を設定し、現地調査結果など最新の情報を用いて、できる限り定量的な手法により比較評価すること。また、そのための適切な調査地点を設定すること。
 - ウ 中部国際空港の護岸に形成された生態系や、藻場・干潟を含めた海域の生態系に及ぼす影響について回避、低減に努めること。

(2) 区域cについて、今後、2(1)に加え以下の事項について検討すること。

ア 浚渫土砂を海底に投入することから、濁り等の発生や拡散を防止する施工方法とすること。

3 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

また、インターネットを含む図書の公表に当たっては、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。